

定 款

一般社団法人 宮城県畜産協会

一般社団法人 宮城県畜産協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人宮城県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を宮城県仙台市宮城野区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 協会は、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営に対する指導、家畜の飼養管理、種畜の改良、畜産に関する技術的な支援、知識の普及、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、肉用肥育牛補てん金の交付、自衛防疫の推進及び家畜死体の適切な流通並びに生乳の品質改善指導により、畜産経営の安定的発展と畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産業を営む者に対する家畜の飼養管理、保健衛生等畜産に係る技術及び経営の指導に関する事業
- (2) 畜産指導員の教育及び養成に関する事業
- (3) 畜産に係る調査及び研究並びに情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号。以下「特別措置法」という。)に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- (5) 家畜の健康保持に係る技術の指導、自衛防疫の推進及び家畜死体の円滑かつ安定的な流通に関する事業

- (6) 生乳等の品質改善指導に関する事業
 - (7) 家畜改良増殖を促進するための家畜人工授精用精液流通調整に関する事業
 - (8) 家畜改良増殖に係る家畜の登記、登録及び検査に関する事業
 - (9) 畜産に係る研修及び普及啓発に関する事業
 - (10) 畜産振興団体の支援に関する事業
 - (11) 畜産の振興対策に関する事業
 - (12) 肉用牛経営の安定のための肥育牛に関する生産者積立金の積立及び肥育牛補てん金の交付に関する事業
 - (13) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(長期預り金)

第8条 協会は、事業を円滑に実施するため、会員から必要に応じて長期預り金を引受ける。

2 長期預り金の額は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

3 会員が退会し、又は長期預り金の払戻請求があったときは、理事会の承認を得て長期預り金を返還するものとする。

ただし、退会した日から1年を経過した場合には、この限りでない。

4 会員が、協会に対して支払うべき債務を有するときは、返還すべき額と相殺する事ができる。

5 長期預り金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、長期預り金を支払った会員の同意を得たうえで総会の議決を経て、その一部を処分し、又は、全部若しくは一部を担保に供することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなれば

ならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会の前日まで代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上 3名以内

2 理事のうち1人を会長とし、1人を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定める職務権限規程により、協会の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の理事又は監事を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第 10 条第 2 項中「会員」とあるのは「理事又は監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 協会に、理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事より選任する。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備

え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 38 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 40 条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公 告

(公告の方法)

第 41 条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は 菅原 章夫 とする。
- 3 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日一部改正）

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。